

公益財団法人 岐阜市国際交流協会
多文化共生人材バンク制度要綱

令和5年 11月 9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における多文化共生による地域づくり及び国際交流活動を推進することを目的として、市内等で活躍する外国人市民又は多文化共生を推進する日本人市民を、公益財団法人岐阜市国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「多文化共生人材バンク制度」（以下「人材バンク」という。）に登録し、企業、学校及びコミュニティ等が実施する多文化共生推進に資するイベント又は講座等への派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人材バンクの種類と活動)

第2条 人材バンクの種類と活動は、次のとおりとする。

(1) 語学人材

国際交流行事、医療及び観光等における通訳又は翻訳

(2) 国際理解・文化紹介人材

外国文化又は日本文化の紹介、日本語指導、技能・技術指導

(3) 多文化共生支援人材

多文化共生に資する各種イベントへの支援

(登録の要件)

第3条 人材バンクに登録できる者は、本制度の目的に賛同し、多文化共生・国際交流活動に理解と熱意のある者で、次の要件を満たす、心身ともに健康な満18歳以上の者とする。

(1) 語学人材

依頼者からの求めに必要な語学力を有し、本制度で依頼される通訳・翻訳を業として行わない者であること

(2) 国際理解・文化紹介人材

日本や外国の文化、習慣等を原則日本語で紹介できること。ただし、通訳を介す場合、依頼者からの依頼が外国語での紹介である場合はその限りではない。

(3) 多文化共生支援人材

多文化共生に資する各種イベントにおいて、上記(1)又は(2)と同様の支援活動を行うことができること

2 前項に掲げる人材であっても、次に掲げる人材は登録の対象としないものとする。

(1) 本制度を個人的利益や目的のために利用しようとする者

(2) 暴力団組織員である者又は暴力団組織と密接な関係にある者

(登録の手続き等)

第4条 人材バンクに登録することを希望する者は、「多文化共生人材バンク登録申込書」(様式1)に必要事項を記入し、協会に提出するものとする。

2 協会は、前項に規定する申込書を受理したときは、概ね2週間以内にその内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

3 前項の決定をしたときは、その結果を当該申込者に速やかに通知するとともに、可と決定したときは、遅滞なく登録者名簿に登載するものとする。

4 登録者名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに協会に連絡するものとする。

(登録期間)

第5条 人材バンクの登録期間は、3年間(4月1日から翌年3月31日までを1年とする。以下同じ。)とし、3年経過ごとに更新手続きを行うものとする。

ただし、新規の登録にあつては、登録した日の属する年度を含め3年間とする。

(登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき

(2) 登録者が、本要綱に規定する登録者の責務に違反したとき

(3) 登録者が、連絡が取れない等所在不明となったとき

(4) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき

(5) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報の保護)

第7条 協会は、人材バンクへの登録及びその活動を通して入手した個人情報について適正に管理し、人材バンク制度の運用以外の目的には使用してはならない。

(秘密の保持)

第8条 登録者は、当該活動によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的外に使用してはならない。

(依頼者の範囲)

第9条 登録者の紹介を依頼できるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 岐阜市民並びに岐阜市内の企業、学校及び市民で構成する団体

(2) その他協会が特に必要と認める個人及び団体

(利用方法)

第10条 依頼者は、原則として活動を希望する日の1箇月前までに、「多文化共生人材バンク紹介依頼書」(様式2)に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出するものとする。

2 協会は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めたときは、登録者名簿から依頼の内容に適した登録者を選定するものとする。

- 3 協会は、前項の選定を行ったときは、速やかに選定した登録者（以下「紹介者」という。）に通知し、承諾を得るとともに、「多文化共生人材紹介決定通知書」（様式3）により、依頼者に通知するものとする。
- 4 協会は、第1項の依頼の内容を不相当と認めるとき、又は適任者が存在しなかったときは、速やかにその旨を依頼者に通知するものとする。
- 5 依頼者は、営利目的のために、人材バンク制度を利用してはならない。
（依頼者の責務等）

第11条 依頼者は、前条第3項により、多文化共生人材紹介決定通知書を受理したときは、速やかに、紹介者に対し活動内容等の詳細について通知するとともに、必要に応じて十分な事前説明を行わなければならない。

- 2 依頼者は、紹介者決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに紹介者及び協会に連絡しなければならない。
- 3 依頼者は、原則として紹介者の活動中の万一の事故に備え、紹介者を補償の対象とする保険に加入し、その費用を負担しなければならない。
- 4 依頼者は、活動終了後、「多文化共生人材バンク活動結果報告書」（様式4）に必要事項を記入し、活動の終了の日より1箇月以内に協会に提出しなければならない。
- 5 依頼者は、紹介者の個人情報を適正に管理しなければならない。
（謝金・経費の負担等）

第12条 紹介者の謝礼等利用に要する経費は、依頼者が負担するものとする。

- 2 紹介者の謝礼等利用に関する条件は、依頼者と紹介者の双方で直接協議し決定するものとする。
（免責等）

第13条 依頼者及び紹介者は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 紹介者の活動又は活動の不履行により依頼者が被った損害について、協会は賠償の責を負わない。
（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 11月 10日から施行する。